

○新温泉町営単独住宅条例

平成18年9月28日条例第71号

改正

平成21年3月27日条例第9号

平成25年3月28日条例第15号

新温泉町営単独住宅条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町営単独住宅の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単独住宅 国の補助を受けずに町が建設、買取り又は買上げ等を行い、賃貸するための住宅及びその施設をいう。
- (2) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

(設置)

第3条 町は、低額所得で住宅に困窮する者を入居させるため、町営単独住宅を設置する。

(名称、位置等)

第4条 単独住宅の名称、位置等は、別表第1のとおりとする。

(入居者の資格)

第5条 単独住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入がア、イに掲げる場合に応じ、それぞれア、イに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に入居者の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円

(ア) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度であるもの

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級

から4級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(カ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(キ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 前号以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 市町村税の滞納のないこと。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(家賃の額)

第6条 単独住宅の家賃は、別表第2のとおりとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の民間賃貸住宅等の家賃の額に比較して不相当となったとき。

(3) 単独住宅において改良を施したとき。

(駐車場使用料)

第7条 駐車場の使用料は別表第3のとおりとする。

(準用)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、新温泉町営住宅条例（平成17年新温泉町条

例第153号)を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月27日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月28日条例第15号)

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

建設年度	名称	位置	構造	戸数
平成18年度 (昭和61年度建築)	細田団地	新温泉町細田435番地の1	耐火構造 2階建 (2階のみ)	3戸

別表第 2 (第 6 条関係)

名称	家賃月額
細田団地	40,000円

別表第 3 (第 7 条関係)

名称	使用料	
細田団地	1区画	無料
	追加1区画	1か月につき4,000円